

群馬大学医学部附属病院透析機器安全管理委員会内規

令和 3.11. 2 制 定

(設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院医療機器に関する安全管理規程第9条の規定に基づき、医療機器安全管理責任者の下に、人工透析における透析液の水質を確保し感染症及び合併症を防ぐ目的として、群馬大学医学部附属病院透析機器安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業 務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 透析教育修練カリキュラムの整備に関すること。
- (2) 透析液管理マニュアル完備に関すること。
- (3) 透析機器及び水処理装置の保守・点検等の管理計画の策定に関すること。
- (4) 管理記録，測定記録，報告書の作成並びに保管，管理に関すること。
- (5) 職員への適正使用のための研修実施に関すること。
- (6) 関連医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施に関すること。
- (7) その他透析液に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 人工腎臓センター副センター長
- (2) 透析機器実務を担当する臨床工学技士 1人
- (3) その他必要な職員 若干人

(任 期)

第4条 前条第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、人工腎臓センター副センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(透析機器安全管理責任者)

第6条 委員会に透析機器安全管理責任者を置き、委員長をもって充てる。

(会 議)

第7条 委員会は委員の過半数の出席により成立する。

2 委員会は原則として1ヶ月に1回開催するものとする。

3 委員長は、委員会で審議した結果を医療機器安全管理責任者及び人工腎臓センター長へ報告するものとする。

(委員以外の出席)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会へ出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

(医療業務安全管理委員会)

第9条 医療機器安全管理責任者は第2条の業務を遂行するにあたっては、医療業務安全管理委員会と連携し、透析機器の安全管理のための体制を確保するものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この内規の改廃は、委員会の議を経て、病院長が行う。

附 則

この内規は、令和3年11月2日から施行する。